

- 1 工事名 青森市立西中学校屋外教育環境整備工事（令和7年第2回定例会議決）
 <工 期> 令和7年6月28日から令和8年6月30日まで
 <相手方> 株式会社西田組 代表取締役社長 西田 文仁
 （青森市大字荒川字柴田102番地1）

2 変更内容

令和7年3月1日から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が従前の労務単価に比べ上昇したことを受け、国においては、予定単価の積算に旧労務単価を適用し、令和7年3月1日以降に締結した工事請負契約について、新労務単価に基づく請負代金額に変更できる特例措置を行うこととした。

本市においても国と同様に対応することとしたところ、契約相手方から請負代金額の変更協議の請求があったことから、協議の結果、請負代金額の増額変更を行ったものである。

また、グラウンド整備にあたり旧校舎における排水設備の撤去を予定していたが、地中から想定以上の汚水・雨水樹等のコンクリート殻が確認されたため、その処分にかかる増工が必要となった。

この事実は、青森市工事請負契約標準約款第18条（条件変更等）第1項第5号に該当し、設計変更の対象となることから、同条第5項の規定に基づき、請負代金額の変更を行ったものである。

3 変更契約額

区分	金額	変更理由	処理
①	211,330,612 円		R7.5.9 仮契約 R7.6.26 議決 R7.6.27 本契約
②	214,522,000 円 [内訳] 増 3,191,388 円 (1.51%)	特例措置の適用による労務単価の変更 コンクリート殻処分の増工	R8.1.30 専決処分 R8 第1回定例会議決予定

4 変更契約日

令和8年1月30日

●地方自治法第180条第1項の規定による市長の専決処分事項の指定について（抄）

平成17年4月14日指定

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第180条第1項の規定により次に掲げる事項は、市長においてこれを専決処分にするものとする。

一 青森市議会の議決に付さなければならない契約並びに財産の取得及び処分に関する条例（平成17年青森市条例第85号。以下「条例」という。）に基づく契約並びに財産の取得及び処分で議会の議決を経た後において当該契約並びに財産の取得及び処分に係る金額に変更をする場合に、変更により増減する金額が変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないもの。
 二～八（略）

●公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置の実施について（令和7年4月7日付 青森市通知文書抜粋）

特例措置について

1 措置の内容

令和7年3月1日以降適用の労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、2に定める工事の受注者は、「青森市工事請負契約標準約款」第51条（令和7年4月1日以降に公告又は指名競争入札を行う工事については第52条）の定めに基づき、令和6年度の労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

2 対象工事

令和7年3月1日以降に契約を締結した工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

●青森市工事請負契約標準約款 抜粋

（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1)～(4)（略）

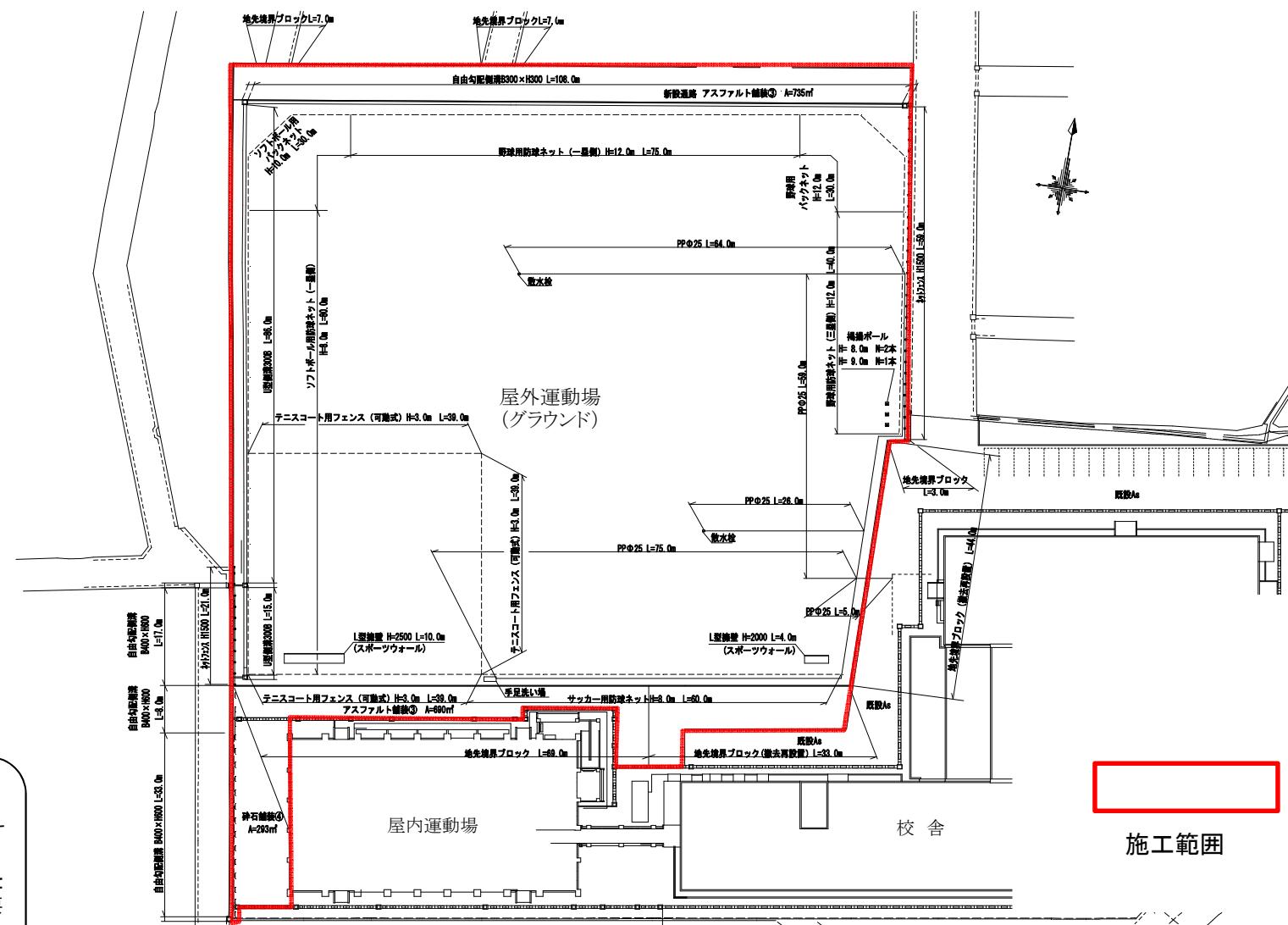
(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2～4（略）

5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（その他の協議事項）

第52条 この約款に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。



施設平面図